

2016年度 ふれあい館 事業計画（主に指定管理事業）

<概要>

2015年度で、川崎市ふれあい館指定管理2期目が終了し、新たに応募し、2016年度からの指定管理受託が決定した。ただし、全市的なこども文化センター事業の見直しに伴い、今期の指定管理は2018年度まで、3年間の期間になった。

今年度のふれあい館事業も、理念『だれもが力いっぱい生きていくために』を中心軸としながら、「地域施設としての基本事業」を大切に、地域のニーズに対応した「地域福祉コミュニティ」の中心館としての役割を担っていく。学習支援の実践がすすめられる中で、高校生、若者支援の輪が広がり、翻訳通訳事業から関係機関と連携した多文化ソーシャルワークの相談体制も深化してきた。そして乳幼児、小中高生、若者、成人、高齢者、外国人も障害がある人全てが「お互いを支え合う」包括的な地域実践をモデルとして発信し、関係機関や市民団体とのつながりを大切にしながら、川崎区全域の課題を担う新たな事業展開を目指していく。

<人事体制>

（館長）原千代子 （副館長）田貞桃

（常勤職員）<コーディネーター型> 崔江似子 金迅野 ローズマリーサルヴィオ 鈴木健
森田和幸 黒岩阿遊子 黄浩貞（2016～）

<こども専任> 賀川美恵子 鄭学永 本荘友里恵 相原和都（2016～）

（非常勤職員）46名

<各部門事業> わくわくプラザ及びふれあい館

1. こども部門事業

- 行事及び日常プログラム（こども文化センター）
地域のこどもたちの出会いの場の創造／寄り添い型支援のプログラム化／中・高校生居場所作り
- 集い（こども文化センター）
地域のこどもの遊び文化の創造／こどもたちの自主的・自覚的サークル活動の育成援助
- わくわくプラザ事業（さくら小・大島小・東大島小）
3校での放課後生活支援を行ない、交流を通じて、あそびの活性化を図る。
- 子育て支援キッズスペース事業（月・水・金）
地域子育て支援事業〔児童館型〕の委託事業と連動し、「子育て支援は保護者支援」という視点をふまえた実践力の強化 子育て中の親と子のネットワークづくりを援助する。
識字学級等にくる外国につながる保護者との関わりを大切に、こどもの就学前教育について、さまざまな相談を受けながら、わかりやすい情報を発信し、交流事業を援助する。
- 学校連携事業
民族文化講師のボランティア活動を育成援助し、コリア文化を始めとする多文化教育への参加と人権教育の推進に寄与する。また、新たにフィリピン文化のワークショップの体制を日常活動にするよう、発信していく。年間、約60校派遣予定。

2. 社会教育事業（川崎市教育委員会委託）

- 川崎市ふれあい館条例に基づいた日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会の開催。
人権尊重学級、多文化交流学級、識字学級等講座 11講座、講演会 2回、社会教育研究集会の開催

3. 市民活動支援事業

- 市民活動の育成、援助
公益性の高い市民活動を育成する。資料、情報を提供し、市民活動間のネットワークを結ぶ。
- 貸室、貸備品
地域の文化学習などへの部屋、備品の貸し出し
- 各地域団体、市民団体との協力事業
桜本保育園運動会への参加、さくら小学校運動会への協力、桜本中学文化祭への援助、桜本商店街「日本の祭」への参加、おおひん地区まちづくり協議会、春の祭の事務局、その他共生のネットワークを強く、広く結ぶために以下の事業を行う。
「ふれあい館だより」（月3,000部、地域及び学校、関係機関配布）の発行/インターネットによる情報発信の強化/研修会などへの講師派遣、見学応接/資料室の利用

4. 行政手続き相談支援事業

外国につながる市民を始めとして、保護者への各種行政手続き申請のお手伝い

5. 各種会合への参加協力

地域から情報発信するために、各種会合への出席要請に対して、積極的に協力する。